

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討
作業部会第二十四次中間とりまとめ（案）に対する意見募集の結果について

令和 8 年 5 月 1 日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力基盤整備課

標記の中間とりまとめについて、以下のとおり意見募集を実施いたしました。
いただいた御意見の概要及びそれに対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

1. 実施期間等
 - (1) 意見募集期間
令和 8 年 3 月 2 日（月）～ 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）
 - (2) 実施方法
電子政府の総合窓口「e-Gov」に掲載
 - (3) 意見提出方法
電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送、電子メール

2. 意見募集結果
 - (1) 意見提出件数
14 件
 - (2) いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方
別紙参照

3. 結果の公示日、御意見及び御意見に対する考え方
 - (1) 結果の公示日
令和 8 年 5 月 1 日（金）
 - (2) 御意見及び御意見に対する考え方
次項参照

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

電話 03-3501-1749（直通）

ホームページ <https://www.meti.go.jp/>

いただいた御意見及び御意見に対する考え方

	いただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>【御意見】 現在の中東情勢の激化と紛争の長期化は、これでの日本のエネルギー政策が、完全に終わったことを示しています。トランプ大統領の強硬姿勢によりディールすら拒否される世界では、他国に資源を依存し続けることは、国家の自立を捨てるに等しい行為です。 今こそ日本自体の取り組みとして、輸入に頼らない最終形態への移行を強く求めます。第一に、国内に多くあるごみや雑草といった廃棄物を最新技術でエネルギーに変える、完全循環型の地方分散システムを全国に構築してください。地方分散システムであれば、日本の地方が災害等に強い地方になるからです。第二に、国内の核のごみを資源として再利用する次世代高速増殖炉などの技術を、有事の生存戦略として高速で、実装すべきです。世界が燃えている今、日本が取るべき道は、中東で問題が起きてても、エネルギーを自給できる無敵の技術国家への進化です。日本全国の地方からこの変革を断行し、他国の混乱に左右されないような、国になることを心から希望します。</p>	<p>我が国のエネルギー政策の要諦は、安全性（Safety）を大前提に、エネルギー安定供給（Energy Security）を第一として、経済効率性の向上（Economic Efficiency）と環境への適合（Environment）を図るという、「S + 3 Eの原則」にあります。こうしたS + 3 Eの原則に加えて、今後のエネルギー政策には、国際的な視点やサプライチェーンの維持・確保といった視点も重要となると考えております。 いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>【該当箇所】 P21 「(2) 高度化法第3フェーズの制度設計」 P42「参考図 2.1-61 第3フェーズに向けた論点の検討状況」における「① 証書市場の需給バランス」、「② 義務の履行期限・量算定のスケジュール」</p> <p>【御意見】 第3フェーズにおける中間目標値の設定について、需給バランス 1.05 の妥当性の再検証、目標通知スケジュールの早期化、予見性の高い目標設定への見直しを求める。</p> <p>【理由】 2024年度の非FIT非化石証書の需給逼迫に端を発し、小売電気事業者は、高度化法義務の必達のため、必要量より多く、バッファをもって購入する行動をとらざるを得ない。また、義務対象ではない小売電気事業者が、再エネメニュー等の販売のため、FIT証書より安価な非FIT証書を調達する動きもあると想定される。 こうした状況の中、義務対象の小売電気事業者の需要想定を前提とした、需給バランス 1.05 は、義務達成において十分な供給がなされているとは言えず、改めて需給バランスの設定の妥当性を検証すべきである。また、証書供給量を精緻化するため、目標値の通知を6月に後ろ倒しすることは、発電事業者の販売方針の決定も後ろ倒しになることが想定され、義務対象の小売電気事業者の調達期間が実質短縮することとなり、安価かつ安定的な義務達成にむけた創意工夫の取り組みが不十分となる。 また、当該年度の販売電力量を基準とした目標値の設定は、特に冬季(1-3月)の気温によって必要量が変動することから、余計にバッファを持った調達を行うインセンティブにつながる。こうしたことから、義務量があらかじめわかるように前年度の販売電力量を基準とするなどの見直しを行っていただきたい。</p>	<p>第109回制度検討作業部会における議論において、第2フェーズにおいては、非化石電源の維持・拡大を着実に促進していくという基本的な考え方を踏まえ、毎年度、需給バランスを引き下げ、目標水準を高めてきたところですが、2024年度においては、結果的に需給バランスが1を下回る結果となりました。またアンケート結果から2025年度においても、想定需給バランスが1を下回る可能性があるとの分析を御報告しております。そのため第3フェーズ以降の中間目標値の算定においては、外部供出可能量の算定諸元の想定を精緻化を実施しております。またその精緻化の効果を見極めるため、2026年度の中間目標値の設定における需給バランスについては、引き下げを行わないこととしております。 第3フェーズでは対象年度の供給計画のとりまとめを用い、想定値の精緻化を図ることとし、それに伴い通知スケジュールも変更することとしております。その結果として、従来よりも、中間目標値の通知タイミングが後ろ倒しすることを想定しております。この点については、中間目標値の設定を始めてからおよそ5年が経過し、事業者の習熟度も高まりつつある中で通知スケジュールを後ろ倒ししたとしても、特段の影響はないと考えておりますが、一方で、事業者の方の予見可能性を確保する観点から、これまで同様に、N-1年度の12月頃に、需給バランスと外部調達比率の速報値をお示しすることとしています。</p>
3	<p>【該当箇所】 P40 ○（参考）2026年度の中間目標値に向けた需給の検証（速報値）</p> <p>【御意見】 非FIT供給想定量を、供給計画とりまとめに基づいて算定した件については、JEPX及びBIPOLOGYの協力の下、最新の認定量をその補正に用いることが適切である。</p> <p>【理由】 非化石証書は、その発電月から2か月以内に、発電事業者が認定申請すること、その申請の受領から3週間以内に、JEPXとBIPOLOGYが認定する</p>	<p>第109回制度検討作業部会において、第3フェーズでは4月頃に当該年度の供給計画とりまとめを元に、供給想定量を最新化することで、想定値の精緻化をすることと整理しております。</p>

	<p>こと、となっている。よって発電月の4か月後には、供給量が確定している。</p> <p>年間供給量の正確な推定には、これらの確定量を極力利用し、推定対象量を少なくすることが適切である。</p>	
4	<p>【該当箇所】 17頁</p> <p>【御意見】 FIT 証書の需給次第ではあるが、基本的に非 FIT の需給バランスは限りなく1に近づけられるべきである</p>	<p>第109回制度検討作業部会における議論において、第2フェーズにおいては、非化石電源の維持・拡大を着実に促進していくという基本的な考え方を踏まえ、毎年度、需給バランスを引き下げ、目標水準を高めてきたところですが、2024年度においては、結果的に需給バランスが1を下回る結果となりました。またアンケート結果から2025年度においても、想定需給バランスが1を下回る可能性があるとの分析を御報告しております。そのため第3フェーズ以降の中間目標値の算定においては、外部供出可能量の算定諸元の想定を精緻化を実施しております。またその精緻化の効果を見極めるため、2026年度の中間目標値の設定における需給バランスについては、引き下げを行わないこととしております。</p>
5	<p>【該当箇所】 "2. 市場整備の方向性（各論） 2.1. 非化石価値取引市場_ (2)「高度化法第3フェーズの制度設計」_ (P22) 「更に、今後予定されている GHG Protocol Scope 2 Guidance の改定等、国内外の非化石証書や環境価値を巡る議論についても、引き続き注意を払っていくこととした。」"</p> <p>【御意見】 GHG プロトコル改定の動きを注視し、必要に応じて速やかに国内諸制度（非化石証書、電力小売メニュー、サステナビリティ開示等）への影響評価を環境省等の関係省庁と連携して開始することを期待する。</p> <p>【理由】 GHG プロトコルは GHG 算定等のための国際的デファクト・スタンダードである。 我が国においても、金融庁やSSBJでの検討を経て、有価証券報告書サステナビリティ情報開示（気候変動部分）に係るガイドライン等で引用されている。 また、この GHG プロトコルの改定版の検討が現在進められており、2026年中に成案が得られ、2030年から施行されると聞いている。 改定版が我が国で（または国際的に）デファクト・スタンダードとして普及するか不明であり、我が国で採用されるとしても採用時期は不明であるが、デファクト・スタンダードであるがゆえに、欧州の機関投資家等から我が国グローバル企業が速やかな対応を求められる状況を懸念する。 温対法、高度化法等が定める諸制度は国内企業全般を対象とした制度だが、我が国のグローバル企業や先進的な気候変動対応をしている企業の取り組みが、国際的な動向と整合的であることが重要と考えているため。"</p>	<p>本作業部会での議論においては、今後取り扱う論点として、非化石証書の利便性向上に向けて、海外における議論も踏まえつつ、必要に応じて検討を行うこととしております。このため、GHG Protocol Scope 2 ガイドランスの改定状況についても、動向を注視しております。なお、GHG Protocol に対しては、経済産業省より、FIP 制度・高度化法と SSS の関連性、および市場境界について、パブリックコメントを以下のとおり提出しております。</p> <p>今回頂いた国内諸制度についての御意見については、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/LCA_CFP/public_consultation_survey_scope2.pdf</p>
6	<p>【該当箇所】 2. 市場整備の方向性（各論） 2.1. 非化石価値取引市場_全般</p> <p>【御意見】 高度化法による小売への義務付けはその役割を終えつつあるとの認識。 ルール体系の効率化及び二重規制解消のためにも、今後はその役割を GX-ETS（排出量取引）等へ統合・引き継ぐべき。 あわせて、需要家保護を担保しつつ小売事業者の創意工夫を活かせるよう、小売営業ガイドライン（小売GL）の関係規定の見直しを進めるべき。</p> <p>【理由】 第2フェーズの中間評価において目標達成事業者が約9割5分に達し、非化石電源比率も着実に向上していることから、小売事業者への義務付けによる「非化石電源の利用促進」という所期の目的は達成されつつある。本来、電源投資は発電側の判断に委ねられるべきものである。現状、証書</p>	<p>電力の小売営業に関する指針では、小売電気事業者による適切な情報提供を促し、需要家の利益の保護を図るため、電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示方法が示されており、引き続き、一定のルールは必要であると考えています。</p> <p>ただし、GLの読みやすさ向上のため、全体像を示した整理表を追加するなど、読みやすい構成・内容への改定にも取り組んできているところであり、事業者の方々にとって分かり易い情報提供の在り方については、不断に検討を行っていきたいと思います。</p>

	<p>がひっ迫しやすい構造が継続しており、小売事業者の負担が増加している。加えて、今後本格導入される GX-ETS と高度化法が併存することは、同一目的に対する二重規制となり、小売事業者等による制度対応コストを増大させ、最終的な需要家の電気料金の負担増へとつながりかねない。</p> <p>現在検討されている GHG プロトコル（スコープ2）改定案において、「標準供給サービス」の定義に高度化法が該当する場合、証書の環境価値評価が低下するリスクもある。</p> <p>こうしたことから、義務的拘束による管理から、ボランタリーな PPA や証書調達といった自由な経済活動の下での取引へと軸足を移すべきフェーズにあると考えている。</p> <p>あわせて、環境価値表示の在り方を規定した小売 GL についても、現状の複雑な表示制約や開示方法等を排除し、多様なサービス提供と自由な競争を促す内容へと改正することが不可欠であるため。</p>	
7	<p>【該当箇所】 P42「(参考) 他制度との整合性・二重規制の懸念」</p> <p>【御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は、高度化法と ETS を併存させることが適切とあるが、2032 年度（GX-ETS 第 2 フェーズ）までは、GX-ETS は火力発電の効率化を促す制度と整理されたため、高度化法と政策目的が異なるものということで、併存されることに異論はないが、2033 年度以降、非電力セクターも含めた有償オークションを実施することが決まっている前提においては、GX-ETS 側に制度統一し、非化石電源の価値も GX-ETS の中で適切に評価されることが望ましい。 ・特に、電気料金のみはその負担を求める場合、需要側の電化による脱炭素化インセンティブを阻害し、第 7 次エネルギー基本計画における 2050 年 CN に向けて電化促進を掲げていることと矛盾するため、電気料金以外への転嫁も含めた費用負担の議論が早期に必要と考える。 ・過去の審議会でも以下の意見あり。 <p>■2025/9/8 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第 75 回）</p> <p>（岡本 オブザーバー）<東京電力パワーグリッド 取締役 副社長></p> <p>今までの話をお聞きし、下限値を上げたいという業界の意見も理解できる。一方で、電気料金のみへのさらなる転嫁となる場合、電気代への影響が生じ、再エネ電源の主力化や電化促進へのディスインセンティブとなることを懸念している。そういう意味では、非電力セクターへの転嫁も含めた費用負担の議論が必要ではないかと考えている。</p> <p>■2025/10/29 制度検討作業部会（第 108 回）</p> <p>（秋元 委員）<公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究 G グループリーダー></p> <p>土井委員、松村委員がおっしゃったことと同じだと思うが、やはり GX-ETS が入ることになっていて、そこの重複ということはよくよく考えていかないといけないと思っている。先ほどから議論もあったように、GX-ETS は発電側で、高度化法は小売側ということだが、結局 GX-ETS の方で価格が転嫁されてくれば、小売まで全部波及してくるわけなので、そういうことも踏まえて重複しないようにしていかなければいけないと思っている。ただ、今の GX-ETS の議論は途中だが、そこでは火力を対象にすることになっているので、そういう意味からすると、省エネ対策と化石燃料転換を GX-ETS で当面は見るということになって、そうするとこの高度化法で再エネ・原子力の対応について見るということで、一応整理はできているのかなと思っている。ただ、2033 年から全電源ベンチマークに変わるということにはなっており、少なくともそのタイミングでは制度が重複するということになると思うので、しっかりそれを見据えた上で、今回はこれでもいいと思うが、この後、重複を避けるように（する必要はある）。</p>	<p>高度化法の間目標を導入した 2020 年度以降、非化石電源比率は着実に増加しており、小売電気事業者に、一定の非化石証書の調達を義務付けることで、非化石電源比率を増加させるという初期の目的は、着実に達成されつつあると評価しております。</p> <p>高度化法と排出量取引制度の関係については、第 4 回 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会において、排出量取引制度の第 2 フェーズでは、高度化法（及び非化石証書制度）の機能やそれに基づき達成される非化石電源の維持・拡大の促進という政策効果は、排出量取引制度によって完全に代替されるものではないため、当面は両者が併存する必要があると整理されております。</p>
8	<p>【該当箇所】 P.21「(2) 高度化法第 3 フェーズの制度設計」 P.42「参考図 2.1-61 第 3 フェーズに向けた論点の検討状況」における「⑦」</p>	<p>高度化法の間目標を導入した 2020 年度以降、非化石電源比率は着実に増加しており、小売電気事業者に、一定の非化石証書の調達を義務付けることで、非化石電源比率を増加させるという初期の目的は、着実に達成さ</p>

<p>他制度との整合性・二重規制の懸念」</p> <p>【御意見】 高度化法の制定や小売電気事業者への義務を課す導入時点から、社会の脱炭素化を取り巻く環境や市場、制度が変化していることを踏まえ、高度化法は廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきである。 GX-ETS 制度と高度化法を当面並存させる方向性には反対する。</p> <p>【理由】 高度化法は、これまで非化石電源の導入促進に一定の役割を果たしてきた。しかし、制度発足当初と現在では、電力市場を取り巻く環境は大きく変化している。具体的には、FIP（フィードインプレミアム）制度の導入、コーポレート PPA の普及、そして需要家による非 FIT 再エネ証書の直接購入の拡大など、市場メカニズムを通じた非化石価値の取引が活発化している。これにより、すべての小売電気事業者に一律の目標達成を義務付ける本制度の政策的意義は、相対的に低下していると考えられる。 また、新たに導入される GX-ETS や化石燃料賦課金は、化石燃料の利用に直接的なコストを課すことで、非化石電源への移行を促すものである。これは、高度化法が目指す目的と実質的に重複する。参考図 2.1-61 では、当面は両制度を併存させる方向性が示されているが、このような制度の重複は、以下のよう な弊害をもたらす懸念がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の予見可能性の低下：複数の制度が並立することで、将来の事業計画や投資判断が困難になる。 2. 市場の透明性の阻害：複雑な制度体系は、エネルギー市場全体の透明性を損ない、公正な競争環境を阻害する恐れがある。 3. 過大な負担：二重の規制は、事業者に対して過大な事務的・経済的負担を強いることにつながりかねない。 したがって、より市場整合的で公平なコスト負担を促すカーボンプライシングが本格導入される以上、小売電気事業者に義務を課す高度化法が将来的にもつ意義を整理し、高度化法は廃止すべきである。 	<p>れつつあると評価しております。</p> <p>高度化法と排出量取引制度の関係については、第4回 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会において、排出量取引制度の第2フェーズでは、高度化法（及び非化石証書制度）の機能やそれに基づき達成される非化石電源の維持・拡大の促進という政策効果は、排出量取引制度によって完全に代替されるものではないため、当面は両者が併存する必要があると整理されております。</p>
<p>9 【該当箇所】 第3フェーズの制度設計（総論）及び2040年度の非化石電源比率目標設定、GX-ETS との関係性を論じている箇所全般</p> <p>【御意見】 2050年のカーボンニュートラルという国家・社会的要請を達成するためには、市場参加者に対する制度の予見可能性と透明性を十分に確保することが不可欠です。本とりまとめ案において、2040年度の非化石電源比率「60%以上」という野心的な目標が議論されている点については、脱炭素化の推進力として理解できます。しかし、エネルギー供給構造高度化法に基づく義務の強化が、小売電気事業者における非化石証書の調達コストの大幅な増加をもたらすことを踏まえれば、同時に本格稼働を迎える GX-ETS（排出量取引制度）をはじめとする包括的なカーボンプライシング施策との整合性について、より踏み込んだ抜本的な整理が必要となります。 GX-ETS の導入により、発電事業を含む幅広いセクターにおいて炭素排出量に対する価格付けが進展し、そのコストは卸電力市場を通じて小売電気事業者の調達コストに内包されていくことが見込まれます。このような状況下で、高度化法に基づく非化石証書の購入義務が並行して強化される場合、小売電気事業者にとっては、同一の温室効果ガス削減という政策目的に対し、「証書購入義務」と「卸価格に内包された炭素コスト」という形で、実質的に二重の経済的負担が生じるおそれがあります。制度の輻輳や重層化により過度なコンプライアンスコストが発生することは、政策目的の効率的な達成という観点からも、回避されるべきと考えます。 諸外国の潮流も踏まえれば、環境価値や炭素削減の取引は、国際的に整合</p>	<p>高度化法の間目標を導入した2020年度以降、非化石電源比率は着実に増加しており、小売電気事業者に、一定の非化石証書の調達を義務付けることで、非化石電源比率を増加させるという初期の目的は、着実に達成されつつあると評価しております。</p> <p>高度化法と排出量取引制度の関係については、第4回 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会において、排出量取引制度の第2フェーズでは、高度化法（及び非化石証書制度）の機能やそれに基づき達成される非化石電源の維持・拡大の促進という政策効果は、排出量取引制度によって完全に代替されるものではないため、当面は両者が併存する必要があると整理されております。</p>

	<p>性のとれたキャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度へと収斂していくことが合理的です。こうした観点から、日本固有のエネルギー供給構造高度化法によるアプローチを永続化させるのではなく、国際標準に沿った制度体系への収斂、すなわち、市場メカニズムを活用した GX-ETS へといかに円滑に統合・移行していくかについて早期に議論を開始することが肝要です。これは、制度の簡素化、日本のエネルギー市場の国際競争力維持、事業者のコンプライアンスコストの低減の観点から重要です。</p> <p>このためにも、高度化法に基づき小売電気事業者に対する義務を課す制度を、今後どの程度の期間、どのような位置づけで存続させるのか、GX-ETS との関係性を含めたロードマップを明確に示すべきと考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>エネルギー供給構造高度化法の義務に関して、2024 年度時点での達成者の割合が約 93%という高い達成率を示したことは、制度の実効性という観点から高く評価されるべき成果です。一方で、第 3 フェーズにおいて非化石比率「60%以上」という、更に高い非化石比率が義務付けられることにより、小売電気事業者の証書調達コストは飛躍的に増大することとなります。</p> <p>並行して、国全体としては GX-ETS が実施されようとしており、発電事業を含む幅広いセクターにおいて炭素排出量に対する価格付け、いわゆるカーボンプライシングが進展していくこととなります。こうした炭素コストは、最終的には卸市場を通じて価格に内包され、小売電気事業者の調達コストに波及していくことが想定されます。両制度が並行して稼働した場合、小売電気事業者にとっては、「自らに直接課せられた非化石証書の購入義務」と、「調達電力の卸価格に内包される発電側からの炭素コスト転嫁」という形で、実質的に二重の経済負担を招くリスクが高くなります。温室効果ガスの削減という同一の政策目的を達成するために、制度の輻輳・重層化による過度なコンプライアンスコストの増大が発生することは回避されるべきと考えます。</p> <p>諸外国の制度的潮流を鑑みても、環境価値や炭素削減の取引は、グローバルな基準に準拠したキャップ・アンド・トレード型の排出量取引市場へ収斂していくことが合理的です。こうした観点から、日本固有の制度である高度化法によるアプローチを永続化させるのではなく、国際標準に沿った制度体系への収斂、すなわち、市場メカニズムを活用した GX-ETS へいかに円滑に統合・移行していくかについて、早期に議論を開始することが重要です。これは、日本のエネルギー市場の国際競争力維持、制度の簡素化、並びに、事業者のコンプライアンスコストの低減の観点から肝要と考えます。</p>
<p>10 【該当箇所】</p> <p>2. 市場整備の方向性（各論）</p> <p>2.1. 非化石価値取引市場_（1）高度化法第 2 フェーズの運用（証書販売収入の用途報告）（P6-7）</p> <p>【御意見】</p> <p>発電側事業者による証書の「出し惜しみ・売り惜しみ」に対する監視強化と、内部取引・外部供出量の情報開示を通じた調達機会の公平性（イコールアクセス）の徹底を求める。</p> <p>【理由】</p> <p>本市場では、証書の大部分を保有する旧一般電気事業者等（以下「旧一等」）における社内・グループ内取引（内部取引）が優先される構造があり、市場に供出される外部供出可能量が限定的である。</p> <p>また、証書調達の約 9 割が相対取引であり、旧一等の売り先や価格を外部から検証できない。特に一部の旧一等において、内部取引時に非化石価値の価格設定が行われていない事例が電力・ガス取引監視等委員会により報告されている。新電力が調達コストを負担する一方で、旧一等小売がコストをかけずに調達しているとすれば、公正な競争環境を損なう。</p> <p>調達機会の公平性のためにも、こうした不当な内部取引や「出し惜しみ」</p>	<p>非化石価値取引市場は、電力・ガス取引等監視委員会において、市場支配力を有する事業者（旧一般電気事業者及び電源開発）を対象として、「売り惜しみ」や「価格つり上げ」等の問題となる行為がなかったか監視が行われています。また、相対取引についても、「不当な価格設定」等の問題となる行為がなかったか監視が行われています。さらに、内部取引については、内部補助の観点から、各事業者の社内取引価格の考え方を聴取しております。</p>

	<p>の監視や、相対取引量や価格の公表を通じ、透明性の確保が必要と考えているため。</p>	
11	<p>【該当箇所】 2. 市場整備の方向性（各論）2.1. 非化石価値取引市場（1）高度化法第2フェーズの運用（2024年度 FIT 証書による代替調達について）および（2）高度化法第3フェーズの制度設計（第3フェーズ以降に向けた議論（総論））今後の対応について</p> <p>【御意見】 FIT 証書を、需給バランスに関わらず一定の条件下で高度化法の義務履行手段として恒常的に充当できるルールを整備していただきたい。</p> <p>【理由】 2024年度において非 FIT 証書の需給バランスが0.99と1を下回り、上限価格（1.3円/kWh）以上での FIT 証書による代替調達が発動された。2025年度も需給バランスが0.81?1.03と引き続きタイトな見通しであり、とりまとめ案自身が「より確実性の高い代替手段の検討を行っていく」としている。 非 FIT 証書の大半は旧一電等の内部取引や相対取引で占められ、市場供給量が構造的に不安定である。新電力等の小売電気事業者にとっては常に調達未達リスクと上限価格への張り付き（コスト高騰）に晒されており、現状、事業計画の予見可能性が低くなっている。結果として FIT 証書での補填が2年連続で常態化しつつある現状を踏まえれば、「非 FIT 限定」という原則を見直す必要があると考える。 そのため、FIT 証書による恒常的な充当ルールを明確化することで、小売電気事業者の義務履行の予見可能性を確保する必要があると考える。</p>	<p>FIT 証書を取り扱う再エネ価値取引市場は、再エネ価値への需要家のアクセスの向上を目的として創設されており、高度化法の義務履行は高度化法義務達成市場における非 FIT 非化石証書の調達によるものと整理されております。</p> <p>過去の制度検討作業部会での議論において、代替調達の実施有無の判断は、証書の需給バランスが少なくとも1を下回る可能性があるかを判断基準となり、高度化法義務対象の小売事業者に対するアンケート等を通じて需給状況を把握した上で行うこととされています。また代替調達は最終市場回のみで実施することが想定されております。</p> <p>他方で、FIT 証書の需要が大きく増加している中で、着実に制度の運用を行っていくために、どのような代替手段が適切かという点については、引き続き検討を行って参ります。</p>
12	<p>【該当箇所】 P41-42（第3フェーズに向けた論点の検討状況） 参考図 2.1-61 論点⑤非化石証書の利便性向上に向けて</p> <p>【御意見】 証書の有効期限については、温対法に基づく再エネメニューにおける、毎年4月使用分で無効化すべき証書を、適正な会計処理の時期（すなわち小売実需給以前）で調達できない構造になっており、速やかな改善を要する。</p> <p>【理由】 会計の原則に則り、小売事業者は、販売に先立って、その原価とすべき資産を計上する必要がある。 温対法に基づく小売メニュー販売は、毎年4月に、実需給が開始する。小売電気事業者はそれぞれの会計基準に従い、例えば同年の3月など、販売前に適切に、非化石証書を調達し、その仕入れ価格と量に基づいて資産計上することが求められている。しかし実態として、現在の非化石証書の認定手続きでは、3月までに、4月に償却（無効化）可能な証書を資産計上することはできない。 このため小売各社は、未払費用等を計上し、価格の洗い替えなどの会計処理をしているが、その取り組み状況は各社で異なる。本来、認識されるべき負債等が、会社によって計上されていないとすれば、それは小売事業者の経営リスクの隠蔽にも悪用されかねない陥穽となる。 本件は個社の努力や、取引上の工夫で解決することはできず、主に非化石証書の有効期限の制度改正によって解消されうると考えられるため、今後の本部会の議題として取り上げることが適切と考えられる。</p>	<p>第20回及び第57回制度検討作業部会において、非 FIT 非化石証書の取引に係わる会計・税務上の取り扱いについて記載されている通り、非化石証書の取得は、いわば「電気」という商品の販売にあたって「再エネ（ゼロエミッション）」という価値を付加するものと解することが可能であり、非化石証書の取得時はその取得価額を持って資産計上（流動資産）することが一般的であり、資産として計上された非化石証書は電気販売と同時に、一体的に活用した分を費用化することが一般的と整理されております。</p> <p>いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>【該当箇所】 2.市場整備の方向性（各論）2.1.非化石価値取引市場（1）高度化法第2フェーズの運用（2024年度 FIT 証書による代替調達について）および（2）高度化法第3フェーズの制度設計（第3フェーズ以降に向けた議論（総論））今後の対応について</p>	<p>FIT 証書を取り扱う再エネ価値取引市場は、再エネ価値への需要家のアクセスの向上を目的として、創設されており、高度化法の義務履行は高度化法義務達成市場における非 FIT 非化石証書の調達によるものと整理されております。</p> <p>過去の制度検討作業部会での議論において、代替調達の実施有無の判断は、証書の需給バランスが少なくとも1を下回る可能性があるかを判断基</p>

	<p>【御意見】</p> <p>FIT 証書による代替調達について、発動基準・手続き・スケジュールを明確化し、恒常的なルールとして整備していただきたい。加えて、再エネ価値取引市場と高度化法義務達成市場のより良いあり方について、将来的な統合の可能性も含めた整理を行っていただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>2024 年度に非 FIT 証書の需給バランスが 0.99 と 1 を下回り、上限価格（1.3 円/kWh）での FIT 証書による代替調達が発動された。2025 年度もアンケート結果から需給バランスが 0.81 ? 1.03 と引き続きタイトな見通しであり、とりまとめ案自身が「より確実性の高い代替手段の検討を行っていく」としている。</p> <p>非 FIT 証書の大半は旧一電等の内部取引や相対取引で占められ、市場供出量が構造的に限られている。小売電気事業者にとっては、代替調達が発動されるか否かが年度末近くまで判明せず、事業計画の予見可能性が著しく低い状況にある。FIT 証書での補填が 2 年連続で必要となりつつある現状を踏まえれば、代替調達の発動基準と手続きをあらかじめ明確なルールとして定め、小売電気事業者が年度当初から調達計画に織り込める環境を整備することが、義務履行の実効性を高める上で不可欠である。</p> <p>その上で、非 FIT 証書と FIT 証書の下限価格の統一が 2027 年度から予定されていることも踏まえ、中長期的には両市場のあり方について、制度趣旨を損なわない形での統合可能性も含めた整理を行うことが、再エネの普及拡大と市場の効率性向上に資すると考える。</p>
<p>14</p> <p>【該当箇所】</p> <p>2. 市場整備の方向性（各論）</p> <p>2.1. 非化石価値取引市場</p> <p>(1) 高度化法第 2 フェーズの運用「2024 年度 FIT 証書による代替調達について」</p> <p>(P7-11)</p> <p>(3) 非化石価値を取り巻く環境の変化を踏まえた対応(P45-46)</p> <p>【御意見】</p> <p>非 FIT 証書と FIT 証書の不合理な価格差（一物二価）を解消すべきという意見に賛同する。</p> <p>需要家による直接取引の拡大が、小売事業者の再エネメニュー提供等に与える影響を十分に考慮した制度設計としていただきたい。"</p> <p>【理由】</p> <p>本来、非化石価値そのものに差はないにもかかわらず、代替調達時の価格が「非 FIT 上限価格以上（1.3 円/kWh）」とされたことや、通常時の FIT 証書（下限 0.4 円/kWh）と非 FIT 証書（下限 0.6 円/kWh）の価格差に合理的な説明がつかない。</p> <p>小売事業者は、高度化法の義務を果たすため、適時の市場を通じた書調達、再エネ付帯メニューの開発、需要家へのコンサルティング提供等を通じて、非化石価値の普及という役割を担っている。</p> <p>需要家による FIP 電源等の直接取引が拡大し、小売事業者の創意工夫が形骸化すれば、こうした役割・意義が失われる。</p> <p>こうしたことから、証書の安定供給とともに、小売事業者のビジネスモデルの両立に配慮された制度設計をお願いしたいため。</p>	<p>需要家の直接取引量については、2026 年度の間目標値の算定において、高度化法義務対象事業者の調達義務量から控除することとしておりますが、いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
<p>15</p> <p>【該当箇所】</p> <p>2. 市場整備の方向性（各論）</p> <p>2.1. 非化石価値取引市場</p> <p>(2) 「高度化法第 3 フェーズの制度設計」 (P22)</p> <p>【御意見】</p> <p>2027 年度以降の下限価格や需給バランス等の運用方針について、可能な限り早期に提示することを求める。</p>	<p>第 112 回制度検討作業部会における議論で、非 FIT 証書市場の下限価格について、2028 年度 0.8 円/kWh に向けた見直しスケジュールは、経過措置料金の議論の状況を見つつ、今後詳細を検討することとしております。いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

	<p>【理由】 非化石証書の調達コストは、小売電気事業者の原価メニュー構成とともに、需要家への電気料金に直結する。特に法人向けの高圧・特別高圧契約においては、年度をまたいだ複数年契約が多く、各法人の事業年度開始前の予算編成に関わる。</p> <p>「非化石価値を適正に評価するための市場のあり方（上下限価格等）」の議論が後ろ倒しになり、調達単価の予見可能性が確保されない状況が続けば、小売事業者は確たる料金提示ができず、需要家の負担増と混乱を招く。遅くとも前年度の早期段階でのルール確定をお願いしたいと考えているため。</p>	
16	<p>【該当箇所】 2. 市場整備の方向性（各論） 2.1. 非化石価値取引市場 (2) 高度化法第3フェーズの制度設計（第3フェーズに向けた論点の検討状況） (P41-42)</p> <p>【御意見】 価格指標の設定根拠を、検討過程にあった「国内企業物価指数」に求めるのではなく、「環境価値としての適切性」を軸に検討いただきたい。 上限価格（非FIT）についても同様に、多角的な整合を前提に検討いただきたい。</p> <p>【理由】 上限価格の維持・見直しを議論するにあたっては、国内企業物価指数といった外生的指標ではなく、外部供給量、需給バランスといった環境価値としての適切性を基準といただきたいため。 非FIT証書の上限価格については、（前述の意見4）需給バランスの影響により需給ひっ迫が容易に生じる現状にあり、その課題解消を前提とした見直しの議論を進めていただきたいため。 合理的な根拠のない価格の引き上げや上限の撤廃が行われれば、小売電気事業者の事業継続に深刻な影響を及ぼし、引いては「国民負担の増大」につながる点に強く留意した議論をお願いしたいため。 なお、議論継続中において、非FIT上限価格の当面の維持については賛同する。 （参考） 第108回 制度検討作業部会（2025年12月12日開催）の資料3_P45 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/system_review/pdf/109_03_00.pdf#page=45</p>	<p>制度検討作業部会では、発電事業者が、非FIT非化石証書を販売することによって得る収入は、主に非化石電源の維持・拡大のために利用されることが期待されております。足下でのインフレが進展し、非化石電源の維持・拡大に必要な費用も増大していることが想定される中で、非化石証書の価値が実質的に目減りしてしまう恐れがあるため、足下の物価水準とトレンドを踏まえて設定する案について議論が行われました。なお、非FIT市場の上限価格につきましては、実質的に小売電気事業者の高度化法義務対応の負担上限となっておりますので、過度な負担を避ける観点から現在の水準を維持することと致しました。</p>
17	<p>【該当箇所】 28頁</p> <p>【御意見】 上下限価格について、特に非FIT証書では現在物価上昇に追随する形での下限価格値上げが議論されているところかと思う。しかし一方で、物価上昇に対して後追いとなる形とならざるを得ないことから、フレキシブルに上げていくことを議論してほしい。また、業界各社に対してヒアリングを行い、現在の価格水準が非化石電源の維持拡大に資する投資を行えるレベルの価格であるかヒアリングが必要ではないか</p>	<p>制度検討作業部会では、発電事業者が、非FIT非化石証書を販売することによって得る収入は、主に非化石電源の維持・拡大のために利用されることが期待されております。足下でのインフレが進展し、非化石電源の維持・拡大に必要な費用も増大していることが想定される中で、非化石証書の価値が実質的に目減りしてしまう恐れがあるため、足下の物価水準とトレンドを踏まえて設定する案について議論が行われました。なお、非FIT市場の上限価格につきましては、実質的に小売電気事業者の高度化法義務対応の負担上限となっておりますので、過度な負担を避ける観点から現在の水準を維持することと致しました。</p>
18	<p>【該当箇所】 P42「(参考) 経過措置料金（規制料金）における非化石証書の価格転嫁」</p> <p>【御意見】 制度検討作業部会（第112回）で、非FIT証書市場の下限価格を2028年度に向けて引き上げていく方向性となっているが、経過措置料金への価格転嫁よりもこの引き上げが先行してしまうと、一部の事業者に負担が寄ることになり、制度として望ましくないため、経過措置料金への価格転嫁についても、上下限価格の議論に劣後しないようなスケジュール感で検討を</p>	<p>電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループとりまとめにおいて、事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因（燃料費、インフレ等）や、現行の料金制度が前提としていない制度等（GX-ETS等）については、整理した上で、需要家保護を踏まえつつ、柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討など、経過措置料金の在り方について検討することとしております。この議論を注視しながら、小売電気事業者が過大な負担を負うことがないように制度設計を進めて参ります。</p>

	<p>進めていただきたい。 過去の審議会でも以下の意見あり。</p> <p>■2026/3/4 制度検討作業部会（第112回）</p> <p>（土井 委員）＜PwC Japan 有限責任監査法人 シニアマネージャー＞ 経過措置料金の議論の状況を見ながら検討されていくとのことであるが、見直すタイミングによっては事業者が需要家との契約に反映することができない、価格転嫁ができないという可能性があると考えている。そのため、これからスケジュールの検討をされるにあたっては見直すタイミング、公表するタイミングについても配慮が必要と考えている。</p> <p>（中谷 オブザーバー）＜中部電力株式会社 執行役員 経営戦略本部 部長＞ 今回19スライドで示された非FIT 証書の下限価格の見直しについて、趣旨や経緯を踏まえて一定の見直しを行う必要があることは理解する。小売電気事業者の負担に配慮しながら段階的に見直していくという整理についても異論はない。一方、小売電気事業者にとって非FIT 証書は高度化義務の履行に直結するものであり、下限価格の引き上げによる影響は決して小さいものとは言えないため、引き続き十分に注意する必要があると考えている。前回の発言の繰り返しになるが、高度化義務に伴う負担に関して、本来的には経過措置料金への機動的な価格転嫁の仕組みが整っているということが望ましいと考える。制度全体として整合性、実効性を確保する観点から早期に実現できるよう検討をお願いしたい。</p> <p>（高橋 オブザーバー）＜イーレックス株式会社 執行役員 需給戦略室 長＞ 上下限価格の引き上げについては、社会情勢を踏まえ、理解をしている。一方、特に非FIT の方の下限価格については、証書の収入が非化石電源の維持拡大にどのように寄与しているのか、どの程度の金額が必要なのかといったところについて可能な範囲で示した上で議論させていただきたい。加えて経過措置料金への反映についても重要な論点だと思っているので、引き続き検討をよろしく願います。</p> <p>（渡邊 オブザーバー）＜東京ガス株式会社 エネルギートレーディングカンパニー電力事業部長＞ 非FIT 証書の下限価格の引き上げに関しては、経過措置料金への機動的な転嫁を整理いただいた後に実施していただくなど、小売電気事業者の負担や事業運営に影響があるので十分に配慮した形での検討をお願いしたい。</p>	
19	<p>【該当箇所】 P42「参考図 2.1-61 第3フェーズに向けた論点の検討状況」における「⑥経過措置料金（規制料金）における非化石証書の価格転嫁」</p> <p>【御意見】 経過措置料金において、非化石証書の調達コストの価格転嫁できるよう早期に結論を出すべきである。</p> <p>【理由】 現行制度では、経過措置料金には高度化法における非化石証書の調達コストについて、燃料費調整制度のような迅速なコスト転嫁メカニズムが存在しない。このため、高度化法義務を負っている新電力においても、価格競争のために、非化石証書の調達コストを顧客に転嫁することが困難な状況が生じている。 今後、非化石電源割合の引き上げ目標に合わせ、義務量が増加する場合、転嫁できない非化石証書の調達コストが新電力の経営を圧迫することにつながる。本とりまとめ（案）で示された方向性の通り、需要家保護の観点を踏まえつつ、事業者の予見可能性を高めることはもちろん、何よりも公正な競争環境を確保する観点から、非化石証書の調達コストを適切に規制料金へ反映できる仕組みの議論について、早期に結論を出すことを求める。</p>	<p>電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ とりまとめにおいて、事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因（燃料費、インフレ等）や、現行の料金制度が前提としていない制度等（GX-ETS等）については、整理した上で、需要家保護を踏まえつつ、柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討など、経過措置料金の在り方について検討することとしております。高度化法に係る費用についても、この検討の中で、議論を行ってまいります。</p>

<p>20</p>	<p>【該当箇所】 参考図 2.1-61 第3フェーズに向けた論点の検討状況における「⑥経過措置料金（規制料金）における非化石証書の価格転嫁」の箇所</p> <p>【御意見】 "本作業部会において、「小売電気事業者に過大な負担が生じないような制度環境整備として、証書購入費用を経過措置料金（規制料金）に柔軟に反映できる仕組みの検討を行っていく」という方向性が示されていることについては、エネルギー転換に伴うコストをエネルギーの最終的な受益者たる需要家が広く薄く負担するという観点からも適切な考え方であり支持いたします。</p> <p>ただし、今後の具体的な制度設計およびガイドラインの改定に当たっては、小売電気事業者の費用負担増となる施策の検討（エネルギー供給構造高度化法に基づく目標値引き上げ、需給バランス要件の引き下げ、証書下限価格の引き上げ等）と、当該費用を経過措置料金（規制料金）へ転嫁可能とする制度整備とを、必ず『同時並行』で実施することを提言します。政策的な費用負担増の義務化のみが先行し、回収のための価格転嫁の仕組み整備が後手に回る場合、当面の費用増は小売電気事業者の内部負担となり、事業者の経営体力や、小売電気事業全体の事業基盤を損なうおそれがあります。負担と回収は車の両輪として機能させることが不可欠であり、その実効性を確保する観点から、施行スケジュールにおいても十分な配慮と確約が必要と考えます。"</p> <p>【理由】 カーボンニュートラルへの対応は、特定の企業や特定業界のみに帰責させるべき問題ではなく、社会全体で取り組むべき普遍的な課題です。地球環境の保全というマクロな便益を実現するために要するコスト（本件においては、非化石証書の購入費用等の環境価値調達コスト）については、エネルギーの最終的な受益者である需要家が「広く薄く負担」するのが、外部不経済を内部化する経済原則に照らしてもあるべき姿と考えます。</p> <p>しかしながら、現行の経過措置料金（規制料金）の枠組みにおいては、新たに発生する政策的なコストを機動的に料金原価に算入し、速やかに料金に反映させることが、制度上・運用上ともに実質的に困難となっています。経過措置料金の改定には経済産業大臣の認可が必要であり、変分改定等の簡素な対応が許容されない限り審査等に一定の期間を要します。このため、義務履行に伴う費用負担の増加が先行し、コスト回収の手当てが後追いとなる事態を懸念します。仮に、コスト回収が遅れた場合、その間の費用増は小売電気事業者の内部負担となります。このような状況は、小売電気事業者の経営体力を低下させ、ひいては小売電気事業全体の事業基盤を弱体化させるおそれがあり、中長期的には需要家の不利益にもつながりかねないと考えます。負担と回収は車の両輪であり、両者をタイムラグなく同時に機能させることが不可欠で、証書購入費用等の政策コストについては、経過措置料金を含む料金体系に適時・適切に反映できる仕組みを整えるべきと考えます。</p> <p>なお、経過措置料金は、全国の低圧需要家の約6割が利用しており、非化石証書のコストを料金に転嫁するに当たっては、需要家に対する丁寧な説明と情報開示が不可欠です。具体的には、非化石証書の調達量、単価、総額等を料金原価の内訳として明示することにより、需要家がカーボンニュートラルのためにどの程度の費用を負担しているかを把握できるようにすることが重要と考えます。こうした透明性の高い価格転嫁の仕組みを構築することは、需要家のエネルギー選択に関するリテラシーの向上にも資するのみならず、エネルギー転換に対する社会的受容性の醸成にも寄与するものと考えます。</p>	<p>電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループとりまとめにおいて、事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因（燃料費、インフレ等）や、現行の料金制度が前提としていない制度等（GX-ETS等）については、整理した上で、需要家保護を踏まえつつ、柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討など、経過措置料金の在り方について検討することとしております。高度化法に係る費用についても、この検討の中で、議論を行ってまいります。</p>
<p>21</p>	<p>【該当箇所】 42頁</p> <p>【御意見】 中間目標達成を目的とした非FIT証書調達費用は、スムーズに需要家に転</p>	<p>電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループとりまとめにおいて、事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因（燃料費、インフレ等）や、現行の料金制度が前提としていない制度等（GX-ETS等）については、整理した上で、需要家保護を踏まえつつ、柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討など、経過措置料金の在り方について検討することとし</p>

	嫁できるよう取り計らい頂きたい	ております。高度化法に係る費用についても、この検討の中で、議論を行ってまいります。
22	<p>【該当箇所】</p> <p>2. 市場整備の方向性（各論）</p> <p>2.1. 非化石価値取引市場_（1）高度化法第2フェーズの運用 （2024年度需給バランス想定値の乖離の要因分析と2025年度に向けた対応）（P12-13）</p> <p>【御意見】</p> <p>ひっ迫が生じやすい需給バランスの設定を見直し、予測乖離のリスクを小売事業者が一方的に負う構造を改善すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>調達の予測が困難であることを前提としながら、実績との乖離が発生した際に容易に市場がひっ迫する可能性が大きく（バランス1.05等の設定）、小売事業への影響には配慮いただきたいところ。</p> <p>需給バランスに余裕を持たせる方向性には賛同するが、適切な水準設定に向けた十分な検証が必要である。</p> <p>2024年度はFIT発電量の想定と実績の乖離（約10%）が生じた結果、需給バランスが0.99となり市場がひっ迫した。2025年度においても、需給バランスが0.81～1.03と1.0を下回る可能性が示唆されている。第3フェーズに向けて予測手法の精緻化が行われることには賛同するが、天候不順等によるリスクを完全排除できない。</p> <p>予測困難な市場ではあるが、調達コストの高騰や未達リスクを小売事業者のみが被ることのないよう、目標値算定時の需給バランスには十分な裕度を持たせ、柔軟な目標補正ができるセーフティネットの構築を求めるものであるため。”</p>	<p>第109回制度検討作業部会における議論において、第2フェーズにおいては、非化石電源の維持・拡大を着実に促進していくという基本的な考え方を踏まえ、毎年度、需給バランスを引き下げ、目標水準を高めてきたところですが、2024年度においては、結果的に需給バランスが1を下回る結果となりました。またアンケート結果から2025年度においても、想定需給バランスが1を下回る可能性があるとの分析を御報告しております。そのため第3フェーズ以降の中間目標値の算定においては、外部供出可能量の算定諸元の想定を精緻化を実施しております。またその精緻化の効果を見極めるため、2026年度の中間目標値の設定における需給バランスについては、引き下げを行わないこととしております。</p>
23	<p>【該当箇所】</p> <p>2. 市場整備の方向性（各論） 2.1. 非化石価値取引市場（2）高度化法第3フェーズの制度設計（中間目標値の設定方法）目標値の設定方法の見直し 3番 非FIT証書への自発的な需要 および（3）非化石価値を取り巻く環境の変化を踏まえた対応（非FIT再エネ証書の直接取引拡大）</p> <p>【御意見】</p> <p>需要家が非化石証書（非FIT証書・FIT証書を問わず）を直接取引やVPPA等を通じて調達した場合、その調達に実際に関与・仲介した小売電気事業者に対して、当該証書の量を高度化法の義務履行に活用できる仕組みを導入していただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>近々、需要家が自ら環境価値を調達する動きが加速しており、本来需要家の証書調達を支援・仲介する小売電気事業者の役割は相対的に縮小している。そのため、当該証書を小売電気事業者自らの義務履行に活用できる仕組みを導入するなど「関与者帰属」の原則を導入することで、需要家の環境価値調達を小売電気事業者が積極的に支援するインセンティブが生まれ、非化石電源の新規投資を促す市場環境の発展にもつながると考える。</p>	<p>需要家の直接取引量については、2026年度の中間目標値の算定において、高度化法義務対象事業者の調達義務量から控除することとしております。いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
24	<p>【該当箇所】</p> <p>P.23「参考図 2.1-33 再エネ大量導入小委における議論（3/3）」における「価値の顕在化」</p> <p>P.27「参考図 2.1-40 事業者の意見」における「非化石証書の調達環境と価格転嫁」</p> <p>【御意見】</p> <p>小売電気事業者への義務賦課による非化石電源導入促進には限界がある。一般家庭が環境価値を付帯した電気を積極的に選択するような、インセンティブ措置や非化石電源導入のコストを負担することへの理解醸成を進めるべきである。</p>	<p>高度化法の中間目標を導入した2020年度以降、非化石電源比率は着実に増加しており、小売電気事業者に、一定の非化石証書の調達を義務付けることで、非化石電源比率を増加させるという初期の目的は、着実に達成されつつあると評価しております。</p> <p>高度化法においては、再エネ電源の維持・拡大、高度化法の義務履行への影響を考慮しつつ、一定の条件を満たす非FIT電源やFIP電源、卒FIT電源に対して、需要家との直接取引を認めるなど、足元の再エネ価値に対する需要家ニーズの高まりに応じた対応を実施しております。需要家からは、追加的な制度改善に向けた様々なニーズが示されております。今後更なる需要家ニーズを把握しつつ、制度の趣旨や、非化石電源の投資拡大に与える影響なども踏まえつつ、必要な制度改善に対応して参ります。また、非化石電源の維持・拡大のため、費用負担等について引き続き需要</p>

<p>【理由】</p> <p>本とりまとめ（案）においても、需要家の自発的な非化石価値の購入が増加していることが示されている（P.20 参考図 2.1-29）。これは、環境意識の高まりが実際の行動に繋がりがつつあることを示すものである。しかし、現状では多くの一般家庭にとって、追加的な対価を支払ってまで環境価値を選択する動機が乏しい。その結果、非化石価値の調達コストの多くが小売電気事業者の負担に帰結し、その価格転嫁も困難な状況にある（P.27 参考図 2.1-40）。また、再エネ賦課金は年々上昇する中で国民負担の増加も社会課題となっている。</p> <p>このような状況下で、小売電気事業者への義務量をさらに強化する政策は、一般家庭向けを中心としている小売電気事業者の経営を圧迫するものであり、持続可能ではない。参考図 2.1-33 で指摘されている通り、「需要家の環境価値へのニーズを高めるための取組」こそが、健全な市場原理に基づいた非化石電源導入拡大につながる。</p> <p>一般家庭が自らの意思で価値を評価し、市場を通じてその価値が生産者（発電事業者）に還元されるという、健全なサイクルが確立のため、環境価値の高い電力メニューを選択した家庭に対する税制上の優遇措置や補助金の導入、非化石電源導入コストの負担することへの理解醸成を進めることが必要である。</p>	<p>家の理解醸成にも取り組んで参ります。</p>
<p>25 【該当箇所】</p> <p>2.市場整備の方向性（各論）2.1.非化石価値取引市場（2）高度化法第3フェーズの制度設計（中間目標値の設定方法）目標値の設定方法の見直し</p> <p>【御意見】</p> <p>需要家が非 FIT 再エネ証書を VPPA 等の直接取引を通じて調達した場合、その取引の組成・仲介に実際に関与した小売電気事業者に限って、当該証書の量を高度化法の義務履行実績として評価できる仕組みの検討を求める。また、需要家の自己託送において小売電気事業者が実質的な業務支援（需給管理、インバランスリスク負担等）を行っている場合についても、同様に当該小売電気事業者の貢献として評価する仕組みを検討していただきたい。とりまとめ案で示された「自発的な需要を外部供出可能量から一律に控除する」方式のみでは、需要家の再エネ調達に能動的に関与した事業者とそうでない事業者の間に差がつかず、制度としてのインセンティブ設計が不十分である。</p> <p>【理由】</p> <p>VPPA 等の直接取引の組成において、小売電気事業者は単なる仲介にとどまらず、電力量認定、需給管理、インバランスリスクの負担といった実務上の重要な機能を担っている。これらの業務負担とリスクを引き受けることで需要家の再エネ調達が実現しているにもかかわらず、現行の制度設計では、こうした取り組みを行った事業者の義務履行上の評価に反映されない。</p> <p>同様の課題は自己託送の領域にも存在する。自己託送には自社型と他社委託型があるが、他社委託型においては小売電気事業者が需給管理やインバランスリスクの負担等の実質的な業務を担うケースがある。こうした場合、当該小売電気事業者は需要家の再エネ利用の実現に不可欠な役割を果たしているにもかかわらず、自己託送による非化石電源の利用は高度化法の枠組みの外に位置づけられており、支援を行った小売電気事業者の貢献が制度上認識されない。</p> <p>一方、自発的な需要の増加分を外部供出可能量から一律に控除する方式では、VPPA 等に一切関与していない事業者も含めて全体の義務量が引き下げられる結果となり、能動的に需要家の再エネ調達を支援した事業者の貢献が適切に評価されない構造となる。</p> <p>非 FIT 再エネ証書の直接取引量が 2022 年度の 0.4 億 kWh から 2024 年度推定 4.6 億 kWh へ急速に拡大し、自己託送やオンサイト PPA 等の系統外での再エネ利用も増加している中、制度上認識されない非化石電源の利用が拡大し続ければ、高度化法の義務達成に活用可能な証書供給がさらにタイトになる構造的リスクもある。非化石電源の拡大を促す制度インセンテ</p>	<p>需要家の直接取引量については、2026 年度の中間目標値の算定において、高度化法義務対象事業者の調達義務量から控除することとしております。いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

	<p>ィブを機能させるためには、直接取引や自己託送支援など、需要家の再エネ調達に実際に関与した小売電気事業者の実績を個別に評価できる仕組みの検討が必要と考える。</p>	
26	<p>【該当箇所】 P37・38「高度化法に基づく義務の対象範囲」</p> <p>【御意見】 対象事業者の範囲について、今後継続して議論とあるが、閾値を設定（販売電力量 5 億 kWh 以上）することで、競争にゆがみが生じ公平性の観点で問題が生じる虞があることから、可能な限り早期に全事業者への対象拡大の検討が必要と考える。（P27「(参考) 高度化法対象事業者の主な意見」にも対象事業者の範囲についての不公平性に関する意見あり。） また、同様の小売事業者への義務となる kWh 供給力確保義務新設の議論においても、小規模な事業者に対する配慮措置（量的な供給力の確保を求める量の水準を軽減する措置）は一定期間とする提案がされており、政策間での矛盾がないよう対処頂きたい。”</p>	<p>第 3 フェーズにおける事業者の対象範囲に関しては第 2 フェーズにおける見直しの際と同様の手法で義務対象事業者の販売電力量シェアの確認を行い、第 2 フェーズにおける見直し時のシェア率と同水準（約 97%）であることを確認しており、概ね需要の全体を賄っていると評価しております。また閾値を引き下げたとしても、対象事業者の増加の程度に比して販売電力量のシェア率はわずかであることから、閾値を 5 億 kWh で維持することと致しました。</p>
27	<p>【該当箇所】 P11 ＜ 3 代替調達による FIT 市場への影響＞ FIT 市場の需給バランスは 21 年 11 月の初回オークションから常に供給が需要を大きく上回っており、FIT 証書供出量の急激な減少や需要の大幅な増加は現時点で見込まれていないため、今後もしばらくは同様の需給バランスが続くと想定された。 また、2024 年度の最終オークションにおける FIT 証書の売残りは約 800 億 kWh と推計された。その一方で、一定の仮定の下で、非 FIT 証書の需給ひっ迫が生じた場合における代替調達の想定必要量を試算すると、最大で、約 100 億 kWh であった。そのため、FIT 市場への影響は限定的であると評価された。</p> <p>【御意見】 再生可能エネルギー発電促進賦課金（FIT 賦課金）による国民負担増大が課題となっており、その解決策として、恒常的に供給過剰状態にある FIT 非化石証書の取引を拡大し、費用負担調整機関（OCCTO）の収益を最大化することが不可欠である。 現在、FIT 非化石証書の活用は、電気事業法上の「小売供給」に付随する系統由来の電力に限定されている。しかし、FIT 非化石証書の購入費用を負担している需要家が、その環境価値を「自己託送を含む自家発電・自家消費分」や「自営線による供給分」に対して自由に適用できない現状は、需要家の脱炭素化に向けた主体的な投資意欲を削ぐものである。 J-クレジットやグリーン電力証書においては、自家発・自家消費分等への環境価値の割り当てが既に認められている。これらと同様に、FIT 非化石証書についても、需要家が所有する発電設備での自家発・自家消費や、エネルギーサービス事業者が運用する自営線供給に対しても活用を認めるべきである。これにより、FIT 非化石証書の売残りを解消し、OCCTO の収益増を通じて FIT 賦課金の低減を図る制度改正を強く期待する。</p> <p>【理由】 "第一に、経済的合理性の観点である。 第 112 回制度検討作業部会 資料 6「非化石価値取引について（2026 年 3 月 4 日 資源エネルギー庁）」P6 に記載の通り、2025 年度の第 3 回オークションにおける FIT 非化石証書の売残りは 529 億 kWh に達している（売入札量 718 億 kWh、約定量 189 億 kWh）。この未約定分を、需要家が自家発・自家消費分等のために購入・活用できるようになれば、下限価格（0.4 円/kWh）でも約 212 億円、上限価格（4.0 円/kWh）であれば最大約 2116 億円の収益が OCCTO に生じ、これが直接的に需要家の FIT 賦課金負担低減に寄与する。 第二に、既存の制限理由が、現在の脱炭素化の実務に照らして合理的でな</p>	<p>過去の制度検討作業部会の議論において、非化石証書のゼロエミ価値は、小売電気事業者による供給実績に基づき算出されており、FIT 証書のゼロエミ価値は小売供給されている電気を通じて需要家により負担されている FIT 賦課金により支えられた電源から生み出されております。そのため、非化石証書の活用対象は、小売電気事業者から供給された系統由来の電気を対象としており、地球温暖化対策推進法の政省令においても同様と整理されております。 また、2021 年度に再エネ価値取引市場を創設し、需要家による直接取引を可能と致しました。市場創設以来 FIT 証書の約定量は年々増加しております。</p>

<p>い点である。</p> <p>この既存の制限は、第 62 回制度検討作業部会 資料 5「非化石価値取引について (2022 年 2 月 17 日 資源エネルギー庁)」P23 に記載の通り、FIT 非化石証書の活用対象を、小売電気事業者から供給された系統由来電気のみとする方向性が打ち出されたことに起因しているが、その理由として挙げられた以下の 3 点は、必ずしも合理的とは言えない。</p> <p>1. 需要家が調達した非化石証書の活用方法は、従来から証書取引を行ってきた小売電気事業者が活用する際の計算方法と齟齬がないようにすべきである</p> <p>供給側の小売電気事業者が温対法 (SHK 制度) の調整後排出係数を算定する際に、需要側の再エネ自家発電に由来する J-クレジットやグリーン電力証書を活用することは認められている。その一方で、需要側が購入した FIT 非化石証書を、需要家所有の発電設備を用いて自家発電・自家消費する電気 (自己託送を含む) に活用 (オフセット) できないのは、環境価値の取扱いにおいて整合性を欠いている。また、同じ供給側でも需要家敷地内でエネルギーサービス事業者等の他者が運用する発電設備から自営線供給される電気に活用 (オフセット) できないことも、同様に環境価値の取扱いにおいて整合性を欠いている。</p> <p>なお、国内制度ではないが、国際的なデファクトスタンダードとなっている GHG プロトコルにおいては、FIT 非化石証書は外部から購入する電力に対して活用可能とされているため、少なくとも上記の后者は認められている。</p> <p>2. 小売電気事業者が非化石証書を活用する際のゼロエミ価値は、小売電気事業者による供給実績に基づき算出されており、その算定には自己託送など非小売電気事業者により供給された電気は含まれていない</p> <p>上記は、FIT 非化石証書によるゼロエミ価値を全国平均排出係数で評価すべきという理由としては合理的であるが、それを以て、ゼロエミ価値が小売電気事業者により供給される電気にしか活用できないという理由にはならない。「自己託送等は電気事業法上の小売供給ではない」ことを理由とした活用制限は、あくまで行政手続上の整理であり、FIT 非化石証書の活用が、実態としての電力消費に伴う CO2 排出削減に資するかどうかを重視すべきであり、形式的な供給形態で制限をかけるべきではない。</p> <p>3. FIT 非化石証書のゼロエミ価値は小売供給されている電気を通じて需要家により負担されている FIT 賦課金により支えられた電源から生み出されている</p> <p>需要家の FIT 非化石証書の直接購入に伴う OCCTO の収益は、FIT 賦課金による需要家の負担を軽減 (相殺) しているため、FIT 非化石証書のゼロエミ価値は、FIT 賦課金に加えて、需要家の FIT 非化石証書の直接購入によっても支えられた電源から生み出されていると言える。そのため、FIT 非化石証書の活用対象を小売供給されている電気に限定する理由としては不十分である。</p> <p>以上の通り、自家消費・自営線供給への FIT 非化石証書の活用開放は、経済的メリットと制度的整合性の両面から正当性があり、早急な検討が必要である。"</p>	
<p>28 【該当箇所】</p> <p>2. 市場整備の方向性 (各論) 2.1. 非化石価値取引市場 (2) 高度化法第 3 フェーズの制度設計 (第 3 フェーズの中間評価のあり方)</p> <p>【御意見】</p> <p>第 3 フェーズ (2027 年度?) の中間目標達成の評価において、「追加性 (新規投資)」のある非化石電源への関与 (コーポレート PPA 等) を、既</p>	<p>高度化法では 2030 年度に非化石電源比率を 44%以上にすることが目標として定められており、第 108 回制度検討作業部会では 2040 年度における比率を 60%以上とする目標が議論されました。この目標達成のためには非化石電源の拡大のみならず、既存電源の維持も重要であると理解しております。また、非化石証書だけでなく、脱炭素電源の拡大に資する様々な取組を総合的に推進することで、脱炭素電源の維持・拡大に取り組んでまいります。</p>

<p>存の非 FIT 証書調達よりも高く評価する、あるいは別枠の目標として組み込む制度への転換を早期に行っていただきたい。</p> <p>【理由】 とりまとめ案の「投資に必要な予見可能性の確保に係る論点も含め、早期に検討が開始されるべき」という方針に全面的に賛同する。 一方、44%目標の達成に必要な非化石電源量（約 4,110 億 kWh）のうち、原子力で賄えない分を再エネで補う必要があるが、現在の再エネ発電量（2024 年暦年で約 26.7%、推定約 2,400 億 kWh）からのギャップを埋めるには、今後 5 年間で年間 100?170 億 kWh の再エネ純増（太陽光発電換算で年間約 7?12GW 相当の新設）が求められている。 しかし、現行の非 FIT 証書制度では、既存電源（大型水力・原子力等）から発行される証書の取引が中心であり、この制度の下で調達コストを投じて、社会全体の新規再エネ増加には直結しにくい状況となっている。そのため、2040 年度に 60%以上という新たな目標を現実的に達成するには、2030 年を待たず第 4 フェーズ中に、追加性のある新規投資を評価する仕組みの導入が必要と考える。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
<p>29 【該当箇所】 P28 ○ (3) 今後取り扱う主な点 参考図 2.1-43</p> <p>【御意見】 ④及び⑤の議論の前提として、非化石証書が化体している価値について、従来の非化石価値、環境表示価値、ゼロエミ価値の区分で過不足が無いかを検討すべき。</p> <p>【理由】 本とりまとめの対象外となっている④であるが、そもそも市場メカニズムとは一物一価を基本とするものであり、非化石証書の化体する価値の再整理を前提とすべき論点であるため。 3 種類の非化石証書には、3 つの価値が混在している。そのうち非化石価値は、需要家にとっての価値ではなく、小売事業者にとっての価値であり、3 証書の価格関係の混乱の要因となっている。 また GHG プロトコル scope2 ガイドラインの改定で登場した SSS の概念、RE100 の追加性の概念は、環境表示価値の細分化を要請している。ゼロエミ価値は、最終的に需要家に価格転嫁される GX 推進法上のカーボンプライシングと、適切に比較され、選択される必要があり、その価格決定メカニズムが、従来の非化石証書オークションで良いのか、という論点を含んでいる。 この他、現在は PPA に付随するとされている産地価値や特定電源価値との関係についても、以前の間とりまとめで棚上げとなっており、整理が必要と考えられる。 取引所取引を含む価格決定メカニズムの在り方は、これらがそれぞれ、どの主体の willingness to pay によってあらわされるべきか、の整理の後の論点であり、現在の当該箇所の論点整理には、そのような検討のフレームワークが欠如している、と懸念している。</p>	<p>これまで、小売電気事業者や需要家の負担に配慮しつつ、非化石電源の維持・拡大が進む方向に、制度を見直していくことが重要であるという基本的な考え方のもと、各市場の上下限価格のあり方等について議論してきました。</p> <p>いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
<p>30 【該当箇所】 2.市場整備の方向性（各論） 2.1.非化石価値取引市場（2）高度化法第 3 フェーズの制度設計（第 3 フェーズの中間評価のあり方）（中間目標値の設定方法）</p> <p>【御意見】 第 3 フェーズの中間目標達成の評価において、新規再エネ電源の拡大に資する多様な取り組み（コーポレート PPA、自己託送の支援、オンサイト PPA 等）を、高度化法上適切に評価する仕組みについて、第 4 フェーズを待たず早期に検討に着手していただきたい。</p> <p>【理由】</p>	<p>高度化法では 2030 年度に非化石電源比率を 44%以上にすることが目標として定められており、第 108 回制度検討作業部会では 2040 年度における比率を 60%以上とする目標が議論されました。この目標達成のためには非化石電源の拡大のみならず、既存電源の維持も重要であると理解しております。また、非化石証書だけでなく、脱炭素電源の拡大に資する様々な取組を総合的に推進することで、脱炭素電源の維持・拡大に取り組んでまいります。</p> <p>いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

	<p>とりまとめ案において、第3フェーズに向けた論点として「非化石価値を適正に評価するための市場のあり方」が掲げられているほか、再エネ大量導入小委等からも再エネの新規投資・再投資の促進に関する検討課題が提示されている。こうした問題意識を踏まえた早期の検討を求めるものである。</p> <p>現行の非FIT証書制度は既存電源（大型水力・原子力等）から発行される証書の取引が中心であり、小売電気事業者が証書調達コストを投じて、社会全体の新規再エネ投資には直結しない構造となっている。2040年度に非化石電源比率60%以上という新たな目標を現実的に達成するためには、既存電源の維持のみならず、新規の再エネ投資を誘発する制度的インセンティブが不可欠である。</p> <p>コーポレートPPA、自己託送の支援、オンサイトPPAなど、小売電気事業者が新規再エネ電源の開発や需要家への再エネ供給の実現に関与する取り組みは、非化石電源の「拡大」に直結するものであり、既存証書の購入とは質的に異なる貢献である。これらの多様な手段を制度上均等かつ適切に評価する仕組みの検討を、第3フェーズの期間中に開始していただきたい。</p>	
31	<p>【御意見】</p> <p>47-48頁の「高度化法におけるCCSの非化石価値の算定方法について」に関し、ネガティブエミッションとなる発電事業がない現状においては、高度化法と整合的に、バイオマスについてはCO₂を排出しないものとして、CO₂貯蔵量を算定する整理に異存はない。</p> <p>一方で、将来的にバイオマス混焼とCCSを組み合わせて、カーボンニュートラル率が100%を超えるネガティブエミッション事業が想定される場合、本算定方法ではネガティブエミッションの価値を適切に評価できない。ネガティブエミッションは、CO₂排出が不可避な分野のオフセット手段として重要な技術選択肢であり、CO₂貯蔵量を化石燃料起因の排出量を上限として算定する整理は、その取り組みの障壁となり得る。</p> <p>そのため、ネガティブエミッションにかかる事業者の取り組みを促進する観点からも、その価値が正しく評価され、対価が与えられる仕組みについて、高度化法の枠組みに限らず、議論・整理されることを期待したい。</p> <p>その観点から、例えば以下のような記載を「○高度化法におけるCCSの非化石価値の算定方法」のパートの最終パラグラフに追加することが考えられるのではないか。</p> <p>「なお、将来的にCCSが普及してバイオマスと化石燃料を混焼している火力発電所等におけるCCSの導入が進む場合、バイオマスの利用により排出されるCO₂をCCSにより貯蔵することをネガティブエミッションとして評価することが、CO₂排出が不可避な分野からのCO₂排出量をオフセットする手段としても重要となるため、そういった場合には、バイオマスからのCO₂排出についても改めて整理することとする。」</p>	<p>バイオマスと化石燃料を混焼している火力発電所については、バイオマスをCO₂を排出しないものとして取り扱う高度化法上の既存の整理を前提に、CO₂貯蔵量を算定することとしております。そうした考えの下、CCSの貯蔵量を算定した場合、電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴い発生するCO₂の総量を上限として貯蔵量を算定することと整理されております。いただいた御意見については、今後の議論の参考とさせていただきます。</p>
32	<p>【御意見】</p> <p>48頁の以下の記載について、制度内容を正確に理解してもらおう観点から、算定ルールとしての位置づけがより明確に伝わるよう、以下のとおり表現を修正してはどうか。</p> <p>（現行案）ただし、そうした考えの下、CCSの貯蔵量を算定したとしても、電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴い発生するCO₂の総量を上限として貯蔵量を算定すべきとした。</p> <p>（修正案）そうした考えの下、CCSの貯蔵量の算定においては、電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴い発生するCO₂の総量を上限として貯蔵量を算定すべきとした。</p>	<p>いただいた御意見を参考に記載を変更致します。</p>
33	<p>【該当箇所】</p> <p>2.市場整備の方向性（各論）2.1.非化石価値取引市場（2）高度化法第3フェーズの制度設計（第3フェーズに向けた議論で取り扱う主な論点）</p> <p>【御意見】</p> <p>非FIT非化石証書の販売収入と容量市場における容量確保契約金の関係</p>	<p>容量市場の入札に当たっては、事業者は、電源を維持することで支払うコストから、非化石価値を含む、他市場収益を差し引いた額で応札することが期待されており、重複は生じないものと認識しております。</p>

	<p>について、制度間の透明性を向上させる観点から、証書販売収入の使途報告において容量市場からの収入との関係性を開示する仕組みを導入していただきたい。</p> <p>【理由】 既存の大型水力や原子力などの非 FIT 電源は、卸電力市場等を通じた売電収入（kWh 価値）、容量市場での容量確保契約金（kW 価値）、非 FIT 非化石証書の販売収入（環境価値）の 3 つの価値を同時に得ている。 とりまとめ案に記載された非 FIT 証書の収入の使途報告を見ると、水力発電所の改修や原子力の安全対策工事等が主な支出先となっているが、これらの支出項目は容量市場における固定費回収の対象とも重複している可能性がある。 制度間で収益が重複する部分の有無やその程度が外部から検証できない現状は、非化石価値取引市場の信頼性や価格形成の適正性に対する懸念につながりうる。非化石価値を適正に評価するための市場のあり方を検討する際には、容量市場との関係も含めた収入・支出の透明性を高めることが、市場参加者の信頼確保と制度間の整合性の観点から重要と考える。</p>	
34	<p>【該当箇所】 15 頁</p> <p>【御意見】 未達事業者に対する対応について、概ね異論は無いが、一定規模を有する小売電気事業者に義務として非化石価値を調達させるということは、日本全体で非化石電源への投資を維持促進するためのものである。その趣旨を考えれば、中間目標対象であっても目標を達せないというは有り得ない話であるから、今後余りにも達成率が低い事業者に対しては未達分を翌年度に持ち越すなどのより強い対応を検討頂きたい</p>	<p>未達事業者に対しては、高度化法の規定及び、これまでの制度検討作業部会における議論を踏まえ、対応しております。</p> <p>具体的には、高度化法では、経済産業大臣は、特定事業者のエネルギー源の環境適合利用の状況が判断基準に照らして、著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギー源の環境適合利用に関し必要な措置をとるべく旨の勧告を行うことができることとされています。また、法第 6 条の指導及び助言並びに第 8 条の勧告及び命令については、電気事業者が非化石電源比率目標を達成しておらず、又は各年度の供給計画等に照らして達成できないと認められる場合において、法第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる推進すべきエネルギー源の環境適合利用の実施方法に関する事項に関する特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項の実施状況を判断するに当たり、実施内容等について電気事業者の自主性を最大限尊重するとともに、実施状況の確認に当たっては事業者に過度な負担とならないよう配慮した上で措置することとしています。</p>
35	<p>【該当箇所】 35 頁</p> <p>【御意見】 旧一電各社に対しては、内外無差別的な卸売りへのコミットメントが表明されているところ。内外無差別の趣旨を考えれば、内外無差別的な卸売りに基づいて調達した電気に非化石価値が付随していた場合、内部取引量の上限から除外するべきではないか。将来的に内外無差別的な卸売りが実現すれば、内部取引量の上限も撤廃されるべきであると考え</p>	<p>内部取引については、第 29 回制度検討作業部会における議論において、非化石電源比率の高い小売電気事業者が目標値以上の非化石価値を保有し続けることで、その他の事業者の目標達成手段が限定され、非化石価値へのアクセス環境が著しく阻害されることになるという観点から制限を設けております。</p> <p>いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

※本数字は、お寄せいただいた御意見をカテゴリに分けた数字であるため、2. 意見募集結果の意見提出件数とは一致しません。

意見募集を実施した際の案からの変更点

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会第二十四次中間とりまとめ（案）に対する意見募集を実施した際の「第二十四次中間とりまとめ（案）」からの変更点は以下のとおりです。

<第二十四次中間とりまとめ（案）>

変更箇所	変更内容（赤字）	備考																																																																																																																																																																																								
<p>2.1. (1) (2023 年度 中間目標達成状況の評価) 参考図 2.1- 2 2023 年度中間評価の結果（事業者別）</p>	<p><変更前></p> <p>事業者別の結果は下表のとおり。今後エネ庁HPへも掲載予定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>達成状況</th> <th colspan="4">社名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">達成</td> <td>auエネルギー&ライフ (株)</td> <td>エバーグリーン・マーケティング (株) 注1</td> <td>(株) シェイクコム通商・神奈川</td> <td>中部電力ミライズ (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) CDエナジーダイレクト</td> <td>エバーグリーン・リテイリング (株) 注1</td> <td>(株) シェイクコム千葉</td> <td>日鉄エンジニアリング (株)</td> </tr> <tr> <td>HTBエナジー (株)</td> <td>(株) エフエネ</td> <td>(株) シェイクコム東京</td> <td>日本テクノ (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) Loop</td> <td>大電丸商 (株)</td> <td>西田電力 (株)</td> <td>(株) ハルエネ</td> </tr> <tr> <td>MCリテールエナジー (株)</td> <td>(株) オブテージ</td> <td>(株) 新出光</td> <td>北陸電力 (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) PinT</td> <td>オリックス (株)</td> <td>シン・エナジー (株)</td> <td>北海道電力 (株)</td> </tr> <tr> <td>SB/パワー (株)</td> <td>関西電力 (株)</td> <td>(株) ストエネ (田・グラウンダー)</td> <td>北海道電力 (株)</td> </tr> <tr> <td>アーバンエナジー (株)</td> <td>(株) 関西エネルギーソリューション</td> <td>大和ハウス工業 (株)</td> <td>丸紅新電力 (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) アイ・グリッド・ソリューションズ</td> <td>九州電力 (株)</td> <td>(株) 東急パワーサプライ</td> <td>ミツウロコグリーンエネルギー (株)</td> </tr> <tr> <td>出光興産 (株)</td> <td>九電みらいエナジー (株)</td> <td>東洋ガス (株)</td> <td>東エナジー (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) エナリス・パワー・マーケティング</td> <td>(株) グリムスパワー</td> <td>東京電力エナジーパートナー (株)</td> <td>(株) リミックスポイント</td> </tr> <tr> <td>エネサーブ (株)</td> <td>サミットエナジー (株)</td> <td>東邦ガス (株)</td> <td rowspan="2">計53社</td> </tr> <tr> <td>(株) エネネット</td> <td>(株) シェイクコムエスト</td> <td>東北電力 (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) エネワンでんき</td> <td>(株) シェイクコム埼玉・東日本</td> <td>中国電力 (株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">目標値なし</td> <td>(株) FPS</td> <td>沖縄電力 (小笠) (株)</td> <td>コスモエネルギーソリューションズ (株)</td> <td>ゼロワットパワー (株)</td> </tr> <tr> <td>NTTアノードエナジー (株)</td> <td>沖縄電力 (送配電) (株)</td> <td>西部瓦斯 (株)</td> <td>全量エネルギー (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) UPDATER</td> <td>九州電力送配電 (株)</td> <td>シナノン (株)</td> <td>デジタルグリッド (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) U-POWER</td> <td>(株) グローバルエンジニアリング</td> <td>しろくま電力 (株) (田・afterFIT)</td> <td>計15社</td> </tr> <tr> <td>達成状況</td> <td>社名</td> <td>(参考) 達成率 (%)</td> <td>未達の要因</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">未達</td> <td>ENEOS Power (株)</td> <td>99.04</td> <td>送配電の手続き遅延</td> </tr> <tr> <td>日本瓦斯 (株)</td> <td>97.12</td> <td>基準となる電力量の確定遅延</td> </tr> <tr> <td>リコーシャパン (株)</td> <td>96.66</td> <td>基準となる電力量の算定遅延</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 資料で開示済</p> <p><変更後></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>達成状況</th> <th colspan="4">社名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">達成</td> <td>auエネルギー&ライフ (株)</td> <td>エバーグリーン・マーケティング (株) 注1</td> <td>(株) シェイクコム通商・神奈川</td> <td>中部電力ミライズ (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) CDエナジーダイレクト</td> <td>エバーグリーン・リテイリング (株) 注1</td> <td>(株) シェイクコム千葉</td> <td>日鉄エンジニアリング (株)</td> </tr> <tr> <td>HTBエナジー (株)</td> <td>(株) エフエネ</td> <td>(株) シェイクコム東京</td> <td>日本テクノ (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) Loop</td> <td>大電丸商 (株)</td> <td>西田電力 (株)</td> <td>(株) ハルエネ</td> </tr> <tr> <td>MCリテールエナジー (株)</td> <td>(株) オブテージ</td> <td>(株) 新出光</td> <td>北陸電力 (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) PinT</td> <td>オリックス (株)</td> <td>シン・エナジー (株)</td> <td>北海道電力 (株)</td> </tr> <tr> <td>SB/パワー (株)</td> <td>関西電力 (株)</td> <td>(株) ストエネ (田・グラウンダー)</td> <td>北海道電力 (株)</td> </tr> <tr> <td>アーバンエナジー (株)</td> <td>(株) 関西エネルギーソリューション</td> <td>大和ハウス工業 (株)</td> <td>丸紅新電力 (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) アイ・グリッド・ソリューションズ</td> <td>九州電力 (株)</td> <td>(株) 東急パワーサプライ</td> <td>ミツウロコグリーンエネルギー (株)</td> </tr> <tr> <td>出光興産 (株)</td> <td>九電みらいエナジー (株)</td> <td>東洋ガス (株)</td> <td>東エナジー (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) エナリス・パワー・マーケティング</td> <td>(株) グリムスパワー</td> <td>東京電力エナジーパートナー (株)</td> <td>(株) リミックスポイント</td> </tr> <tr> <td>エネサーブ (株)</td> <td>サミットエナジー (株)</td> <td>東邦ガス (株)</td> <td rowspan="2">計53社</td> </tr> <tr> <td>(株) エネネット</td> <td>(株) シェイクコムエスト</td> <td>東北電力 (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) エネワンでんき</td> <td>(株) シェイクコム埼玉・東日本</td> <td>中国電力 (株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">目標値なし</td> <td>(株) FPS</td> <td>沖縄電力 (小笠) (株)</td> <td>コスモエネルギーソリューションズ (株)</td> <td>ゼロワットパワー (株)</td> </tr> <tr> <td>NTTアノードエナジー (株)</td> <td>沖縄電力 (送配電) (株)</td> <td>西部瓦斯 (株)</td> <td>全量エネルギー (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) UPDATER</td> <td>九州電力送配電 (株)</td> <td>シナノン (株)</td> <td>デジタルグリッド (株)</td> </tr> <tr> <td>(株) U-POWER</td> <td>(株) グローバルエンジニアリング</td> <td>しろくま電力 (株) (田・afterFIT)</td> <td>計15社</td> </tr> <tr> <td>達成状況</td> <td>社名</td> <td>(参考) 達成率 (%)</td> <td>未達の要因</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">未達</td> <td>ENEOS Power (株)</td> <td>99.04</td> <td>送配電の手続き遅延</td> </tr> <tr> <td>日本瓦斯 (株)</td> <td>97.12</td> <td>基準となる電力量の確定遅延</td> </tr> <tr> <td>リコーシャパン (株)</td> <td>96.66</td> <td>基準となる電力量の算定遅延</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 資料で開示済</p>	達成状況	社名				達成	auエネルギー&ライフ (株)	エバーグリーン・マーケティング (株) 注1	(株) シェイクコム通商・神奈川	中部電力ミライズ (株)	(株) CDエナジーダイレクト	エバーグリーン・リテイリング (株) 注1	(株) シェイクコム千葉	日鉄エンジニアリング (株)	HTBエナジー (株)	(株) エフエネ	(株) シェイクコム東京	日本テクノ (株)	(株) Loop	大電丸商 (株)	西田電力 (株)	(株) ハルエネ	MCリテールエナジー (株)	(株) オブテージ	(株) 新出光	北陸電力 (株)	(株) PinT	オリックス (株)	シン・エナジー (株)	北海道電力 (株)	SB/パワー (株)	関西電力 (株)	(株) ストエネ (田・グラウンダー)	北海道電力 (株)	アーバンエナジー (株)	(株) 関西エネルギーソリューション	大和ハウス工業 (株)	丸紅新電力 (株)	(株) アイ・グリッド・ソリューションズ	九州電力 (株)	(株) 東急パワーサプライ	ミツウロコグリーンエネルギー (株)	出光興産 (株)	九電みらいエナジー (株)	東洋ガス (株)	東エナジー (株)	(株) エナリス・パワー・マーケティング	(株) グリムスパワー	東京電力エナジーパートナー (株)	(株) リミックスポイント	エネサーブ (株)	サミットエナジー (株)	東邦ガス (株)	計53社	(株) エネネット	(株) シェイクコムエスト	東北電力 (株)	(株) エネワンでんき	(株) シェイクコム埼玉・東日本	中国電力 (株)		目標値なし	(株) FPS	沖縄電力 (小笠) (株)	コスモエネルギーソリューションズ (株)	ゼロワットパワー (株)	NTTアノードエナジー (株)	沖縄電力 (送配電) (株)	西部瓦斯 (株)	全量エネルギー (株)	(株) UPDATER	九州電力送配電 (株)	シナノン (株)	デジタルグリッド (株)	(株) U-POWER	(株) グローバルエンジニアリング	しろくま電力 (株) (田・afterFIT)	計15社	達成状況	社名	(参考) 達成率 (%)	未達の要因	未達	ENEOS Power (株)	99.04	送配電の手続き遅延	日本瓦斯 (株)	97.12	基準となる電力量の確定遅延	リコーシャパン (株)	96.66	基準となる電力量の算定遅延	達成状況	社名				達成	auエネルギー&ライフ (株)	エバーグリーン・マーケティング (株) 注1	(株) シェイクコム通商・神奈川	中部電力ミライズ (株)	(株) CDエナジーダイレクト	エバーグリーン・リテイリング (株) 注1	(株) シェイクコム千葉	日鉄エンジニアリング (株)	HTBエナジー (株)	(株) エフエネ	(株) シェイクコム東京	日本テクノ (株)	(株) Loop	大電丸商 (株)	西田電力 (株)	(株) ハルエネ	MCリテールエナジー (株)	(株) オブテージ	(株) 新出光	北陸電力 (株)	(株) PinT	オリックス (株)	シン・エナジー (株)	北海道電力 (株)	SB/パワー (株)	関西電力 (株)	(株) ストエネ (田・グラウンダー)	北海道電力 (株)	アーバンエナジー (株)	(株) 関西エネルギーソリューション	大和ハウス工業 (株)	丸紅新電力 (株)	(株) アイ・グリッド・ソリューションズ	九州電力 (株)	(株) 東急パワーサプライ	ミツウロコグリーンエネルギー (株)	出光興産 (株)	九電みらいエナジー (株)	東洋ガス (株)	東エナジー (株)	(株) エナリス・パワー・マーケティング	(株) グリムスパワー	東京電力エナジーパートナー (株)	(株) リミックスポイント	エネサーブ (株)	サミットエナジー (株)	東邦ガス (株)	計53社	(株) エネネット	(株) シェイクコムエスト	東北電力 (株)	(株) エネワンでんき	(株) シェイクコム埼玉・東日本	中国電力 (株)		目標値なし	(株) FPS	沖縄電力 (小笠) (株)	コスモエネルギーソリューションズ (株)	ゼロワットパワー (株)	NTTアノードエナジー (株)	沖縄電力 (送配電) (株)	西部瓦斯 (株)	全量エネルギー (株)	(株) UPDATER	九州電力送配電 (株)	シナノン (株)	デジタルグリッド (株)	(株) U-POWER	(株) グローバルエンジニアリング	しろくま電力 (株) (田・afterFIT)	計15社	達成状況	社名	(参考) 達成率 (%)	未達の要因	未達	ENEOS Power (株)	99.04	送配電の手続き遅延	日本瓦斯 (株)	97.12	基準となる電力量の確定遅延	リコーシャパン (株)	96.66	基準となる電力量の算定遅延	<p>当該図は既に公開されていたものであったため、図の差し替えを実施</p>
達成状況	社名																																																																																																																																																																																									
達成	auエネルギー&ライフ (株)	エバーグリーン・マーケティング (株) 注1	(株) シェイクコム通商・神奈川	中部電力ミライズ (株)																																																																																																																																																																																						
	(株) CDエナジーダイレクト	エバーグリーン・リテイリング (株) 注1	(株) シェイクコム千葉	日鉄エンジニアリング (株)																																																																																																																																																																																						
	HTBエナジー (株)	(株) エフエネ	(株) シェイクコム東京	日本テクノ (株)																																																																																																																																																																																						
	(株) Loop	大電丸商 (株)	西田電力 (株)	(株) ハルエネ																																																																																																																																																																																						
	MCリテールエナジー (株)	(株) オブテージ	(株) 新出光	北陸電力 (株)																																																																																																																																																																																						
	(株) PinT	オリックス (株)	シン・エナジー (株)	北海道電力 (株)																																																																																																																																																																																						
	SB/パワー (株)	関西電力 (株)	(株) ストエネ (田・グラウンダー)	北海道電力 (株)																																																																																																																																																																																						
	アーバンエナジー (株)	(株) 関西エネルギーソリューション	大和ハウス工業 (株)	丸紅新電力 (株)																																																																																																																																																																																						
	(株) アイ・グリッド・ソリューションズ	九州電力 (株)	(株) 東急パワーサプライ	ミツウロコグリーンエネルギー (株)																																																																																																																																																																																						
	出光興産 (株)	九電みらいエナジー (株)	東洋ガス (株)	東エナジー (株)																																																																																																																																																																																						
	(株) エナリス・パワー・マーケティング	(株) グリムスパワー	東京電力エナジーパートナー (株)	(株) リミックスポイント																																																																																																																																																																																						
	エネサーブ (株)	サミットエナジー (株)	東邦ガス (株)	計53社																																																																																																																																																																																						
	(株) エネネット	(株) シェイクコムエスト	東北電力 (株)																																																																																																																																																																																							
	(株) エネワンでんき	(株) シェイクコム埼玉・東日本	中国電力 (株)																																																																																																																																																																																							
目標値なし	(株) FPS	沖縄電力 (小笠) (株)	コスモエネルギーソリューションズ (株)	ゼロワットパワー (株)																																																																																																																																																																																						
	NTTアノードエナジー (株)	沖縄電力 (送配電) (株)	西部瓦斯 (株)	全量エネルギー (株)																																																																																																																																																																																						
	(株) UPDATER	九州電力送配電 (株)	シナノン (株)	デジタルグリッド (株)																																																																																																																																																																																						
	(株) U-POWER	(株) グローバルエンジニアリング	しろくま電力 (株) (田・afterFIT)	計15社																																																																																																																																																																																						
達成状況	社名	(参考) 達成率 (%)	未達の要因																																																																																																																																																																																							
未達	ENEOS Power (株)	99.04	送配電の手続き遅延																																																																																																																																																																																							
	日本瓦斯 (株)	97.12	基準となる電力量の確定遅延																																																																																																																																																																																							
	リコーシャパン (株)	96.66	基準となる電力量の算定遅延																																																																																																																																																																																							
達成状況	社名																																																																																																																																																																																									
達成	auエネルギー&ライフ (株)	エバーグリーン・マーケティング (株) 注1	(株) シェイクコム通商・神奈川	中部電力ミライズ (株)																																																																																																																																																																																						
	(株) CDエナジーダイレクト	エバーグリーン・リテイリング (株) 注1	(株) シェイクコム千葉	日鉄エンジニアリング (株)																																																																																																																																																																																						
	HTBエナジー (株)	(株) エフエネ	(株) シェイクコム東京	日本テクノ (株)																																																																																																																																																																																						
	(株) Loop	大電丸商 (株)	西田電力 (株)	(株) ハルエネ																																																																																																																																																																																						
	MCリテールエナジー (株)	(株) オブテージ	(株) 新出光	北陸電力 (株)																																																																																																																																																																																						
	(株) PinT	オリックス (株)	シン・エナジー (株)	北海道電力 (株)																																																																																																																																																																																						
	SB/パワー (株)	関西電力 (株)	(株) ストエネ (田・グラウンダー)	北海道電力 (株)																																																																																																																																																																																						
	アーバンエナジー (株)	(株) 関西エネルギーソリューション	大和ハウス工業 (株)	丸紅新電力 (株)																																																																																																																																																																																						
	(株) アイ・グリッド・ソリューションズ	九州電力 (株)	(株) 東急パワーサプライ	ミツウロコグリーンエネルギー (株)																																																																																																																																																																																						
	出光興産 (株)	九電みらいエナジー (株)	東洋ガス (株)	東エナジー (株)																																																																																																																																																																																						
	(株) エナリス・パワー・マーケティング	(株) グリムスパワー	東京電力エナジーパートナー (株)	(株) リミックスポイント																																																																																																																																																																																						
	エネサーブ (株)	サミットエナジー (株)	東邦ガス (株)	計53社																																																																																																																																																																																						
	(株) エネネット	(株) シェイクコムエスト	東北電力 (株)																																																																																																																																																																																							
	(株) エネワンでんき	(株) シェイクコム埼玉・東日本	中国電力 (株)																																																																																																																																																																																							
目標値なし	(株) FPS	沖縄電力 (小笠) (株)	コスモエネルギーソリューションズ (株)	ゼロワットパワー (株)																																																																																																																																																																																						
	NTTアノードエナジー (株)	沖縄電力 (送配電) (株)	西部瓦斯 (株)	全量エネルギー (株)																																																																																																																																																																																						
	(株) UPDATER	九州電力送配電 (株)	シナノン (株)	デジタルグリッド (株)																																																																																																																																																																																						
	(株) U-POWER	(株) グローバルエンジニアリング	しろくま電力 (株) (田・afterFIT)	計15社																																																																																																																																																																																						
達成状況	社名	(参考) 達成率 (%)	未達の要因																																																																																																																																																																																							
未達	ENEOS Power (株)	99.04	送配電の手続き遅延																																																																																																																																																																																							
	日本瓦斯 (株)	97.12	基準となる電力量の確定遅延																																																																																																																																																																																							
	リコーシャパン (株)	96.66	基準となる電力量の算定遅延																																																																																																																																																																																							
<p>2.1. (2) (中間目標値の設定方法)</p>	<p>第3フェーズにおいても、直近の義務対象事業者のシェアは約97%と、第2フェーズの議論を行った際と同水準であり、現在も、概ね需要の全体を賄うことができていると考えられる（参考図 2.1-55）ことに加えて、仮に閾値を大幅に引き下げたとしても、対象事業者の増加の程度に比して、販売電力量のシェア率の増加は僅か29（参考図 2.1-56）であることから、現行の対象範囲を維持することとした。本論点については、高度化法に基づく義務の対象者と非対象者との間の競争上の公平性、政策の費用対効果などの多角的な観点を踏まえて、今後継続して議論を行う。</p>	<p>趣旨の明確化のために追記</p>																																																																																																																																																																																								
<p>2.1. (2) (2026 年度 高度化法目標 (速報値)) P. 40 注記</p>	<p>第109回制度検討作業部会では、外部調達比率を固定することとしたが、委員およびオブザーバーからの意見を踏まえ、第110回制度検討作業部会で、需給バランスを固定する方法に見直した。</p> <p>第109回及び第110回制度検討作業部会での議論の結果、需給バランスを固定することとした。</p>	<p>事実関係の明確化のために記載内容変更</p>																																																																																																																																																																																								
<p>2.1. (3) (高度化法における CCS の非化石価値の算定方法について)</p>	<p>CO₂の貯蔵量の考え方については、論理的には貯蔵するCO₂を一定の考え方の下で、バイオマス由来と、化石燃料由来に按分して算定する考え方もとり得るが、高度化法上、バイオマスは、CO₂を排出しない他の再生可能エネルギー源と同様、非化石エネルギー源として位置づけられていることと整合的に整理する観点から、バイオマスについては、CO₂を排出しないものとして取り扱う高度化法上の既存の整理を前提に、CO₂貯蔵量を算定することとした。</p> <p>ただし、そうした考えの下、CCSの貯蔵量を算定したとしてもする場合、電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴い発生するCO₂の総量を上限として貯蔵量を算定するべきとした。なお、こうした整理を行ったとしても、バイオマスの利用は、高度化法上でエネルギーの環境適合利用とされており、同法上、促進されるべきエネルギー源としての位置づけは何ら変わらない。</p>	<p>制度検討作業部会で整理した内容について、明確化のために修正</p>																																																																																																																																																																																								